

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

一宮町は、地方税の徴収に関する事務において、特定個人情報ファイルの取扱いに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

一宮町長

## 公表日

令和7年7月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。 ⑨過誤納金の還付及び充当処理を行う。
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム、個人住民税システム、法人住民税システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム、eLTAXシステム、PipitLINQシステム

## 2. 特定個人情報ファイル名

収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27項 ・番号法第19条第8号 別表第二 42項	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	課長

## 6. 他の評価実施機関

総務省、地方公共団体情報システム機構

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	一宮町役場 総務課 千葉県長生郡 一宮町一宮2457番地 電話0475(42)2112
-----	---------------------------------------------

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	一宮町役場 税務課 千葉県長生郡一宮町一宮2457番地 電話0475(42)2114
-----	--------------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用		[ ]適用した
適用した理由		

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ		<選択肢> 1) 特に力を入れている

スクへの対策は十分か	[ 十分である ]	2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b> [ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は書棚に保管し、慎重に事務を執行する体制にある。	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>		

10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[ 十分にしている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分にしている            3) 十分にしていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>・システムへアクセスする際のICカードは施錠できる書棚に管理している。            ・ID及びパスワードによる認証により、その権限が限定されアクセス権限の適切な管理を行っている。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	公表日	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	税務住民課	税務課	事後	
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ(連絡先)	一宮町役場 税務住民課 千葉県長生郡一宮町一宮2457番地 電話0475(42)2114	一宮町役場 税務課 千葉県長生郡一宮町一宮2457番地 電話0475(42)2114	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名		課長	事後	平成30年5月様式変更による
令和1年6月1日	IV リスク対策 全項目(1~9)		評価書記載項目のとおり	事後	平成31年1月様式変更による
令和5年1月23日	I 関連項目情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号別表第二 27項	番号法第19条第8号別表第二 27項	事後	
令和7年7月1日	I-1 ②事務の概要	<p>地方税法に基づき軽自動車税, 個人住民税, 固定資産税, 国民健康保険税の徴収事務を行っている。</p> <p>①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。</p> <p>②納付状況を管理し, 過誤納・未納状況をチェックする。</p> <p>③金融機関窓口, 口座振替, コンビニエンスストア, 地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また, 申出に基づき納付書を再発行する。</p> <p>④納期限までに徴収できない場合, 督促状を発行する。</p> <p>⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い, 納税相談・分納誓約等の措置を行う。</p> <p>⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。</p> <p>⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し, 徴収する。</p> <p>⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。</p>	<p>地方税法に基づき軽自動車税, 個人住民税, 固定資産税, 国民健康保険税の徴収事務を行っている。</p> <p>①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。</p> <p>②納付状況を管理し, 過誤納・未納状況をチェックする。</p> <p>③金融機関窓口, 口座振替, コンビニエンスストア, 地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また, 申出に基づき納付書を再発行する。</p> <p>④納期限までに徴収できない場合, 督促状を発行する。</p> <p>⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い, 納税相談・分納誓約等の措置を行う。</p> <p>⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。</p> <p>⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し, 徴収する。</p> <p>⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。</p> <p>⑨過誤納金の還付及び充当処理を行う。</p>	事前	事業追加に伴う追記
令和7年7月1日	I-1 ③システムの名称	<p>収納管理システム, 滞納管理システム, 口座管理システム, 固定資産税システム, 軽自動車税システム, 国民健康保険システム, 個人住民税システム, 共通宛名システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, バックアップシステム</p>	<p>収納管理システム, 滞納管理システム, 口座管理システム, 固定資産税システム, 軽自動車税システム, 国民健康保険システム, 個人住民税システム, 法人住民税システム, 共通宛名システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, バックアップシステム, eLTAXシステム, PipitLINQシステム</p>	事前	再評価実施に伴う変更
令和7年7月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	収納情報ファイル	収納情報ファイル, 滞納管理情報ファイル	事前	再評価実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号 別表第一の16の項</li> <li>番号法第9条第3項</li> <li>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第24の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1号 別表第一の16の項</li> <li>番号法第9条第3項</li> <li>番号法別表第一の主務省令で定める事務を</li> </ul>	事前	再評価実施に伴う変更
令和7年7月1日	I-4 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の27の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27項 ・番号法第19条第8号 別表第二 42項	事前	再評価実施に伴う変更
令和7年7月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	再評価実施に伴う変更
令和7年7月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	再評価実施に伴う変更
令和7年7月1日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	新様式移行に伴う追加
令和7年7月1日	IV-8 判断の根拠		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報を含む書類は書棚に保管し、慎重に事務を執行する体制にある。</li> </ul>	事前	新様式移行に伴う追加
令和7年7月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		③権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	新様式移行に伴う追加
令和7年7月1日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	新様式移行に伴う追加
令和7年7月1日	IV-11 判断の根拠		<ul style="list-style-type: none"> <li>システムへアクセスする際のICカードは施錠できる書棚に管理している。</li> <li>ID及びパスワードによる認証により、その権限が限定されアクセス権限の適切な管理を行っている。</li> </ul>	事前	新様式移行に伴う追加